

○生駒市行政組織規則

平成6年7月1日
規則第22号

生駒市行政組織規則をここに公布する。

生駒市行政組織規則

生駒市行政組織規則(平成2年4月生駒市規則第3号)の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 分掌事務(第3条—第41条の3)
- 第3章 職制(第41条の4—第51条)
- 第4章 雑則(第52条—第54条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市行政組織条例(平成2年3月生駒市条例第1号)第4条及び生駒市福祉事務所設置条例(昭和46年10月生駒市条例第23号)第4条の規定に基づき、内部組織、分掌事務その他必要な事項を定めるものとする。

(内部組織)

第2条 公室、部及び局(以下これらを「部」という。)の内部組織は、次のとおりとする。

市長公室

秘書課 秘書係
 広報広聴課 広報広聴係
 職員課 人事係 給与係 研修係
 市民活動推進課 市民活動推進係 自治振興係 市民活動推進センター

企画財政部

総務課 総務係 文書法制係 情報統計係
 危機管理課 危機管理係
 契約検査課 契約係 検査係
 企画政策課 企画係 行政経営係
 情報政策課 情報化推進係 情報システム係
 財政課 財政係

市民部

市民課 市民係 記録係
 課税課 庶務係 市民税係 土地係 家屋係
 収税課 庶務係 徴収係
 人権施策課 人権施策係 人権教育係
 人権文化センター
 男女共同参画プラザ
 産業振興課 農林係 商工観光係 企業立地推進係
 高山竹林園

福祉健康部

健康課 管理係 健康係
 病院建設課 病院建設係
 国保年金課 国保係 年金係 福祉医療係
 介護保険課 認定係 保険係

福祉事務所

福祉総務課 庶務係 保護係
 福祉支援課 福祉係 支援係
 こども課 保育係 こども係
 子どもサポートセンター

生活環境部

環境事業課 管理係 事業係
 清掃リレーセンター
 清掃センター
 衛生処理場
 環境政策課 企画係 環境保全係 環境整備係
 生活安全課 庶務係 交通対策係
 消費生活センター

建設部

管理課 管理係 維持係 整理係
 事業計画課 計画係
 土木課 整備係 施設係 用地係

施設整備課 管理係 施設整備係
都市整備部
都市計画課 庶務係 計画係
建築課 建築指導係 建築審査係 開発指導係
みどり景観課 緑化推進係 景観係
花のまちづくりセンター
公園管理課 公園管理係
生駒山麓公園管理事務所

開発部
地域整備課 北部開発係 再開発係

水道局
下水道管理課 業務係 施設係
竜田川浄化センター
下水道推進課 計画係 工務係
(平20規則6・全改、平21規則4・平21規則18・平22規則9・一部改正)

第2章 分掌事務

(各課共通の分掌事務)

第3条 次条から第41条の3までに定める分掌事務のほか、課において次の事項を所管する。

- (1) 主管事務に関する予算経理その他庶務に関すること。
- (2) 主管事務に関する企画、調査、統計、証明、報告等に関すること。
- (3) 主管事務に関する情報公開及び個人情報保護に関すること。
- (4) 主管に属する市有財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (5) 専用公印の管理に関すること。

(平10規則15・平12規則2・平14規則16・平18規則13・平18規則26・平20規則6・一部改正)

(各課の分掌事務)

第4条 秘書課が分掌する事務は、次のとおりとする。

秘書係

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。
- (2) 政策情報の収集に関すること。
- (3) 特命事項の調整及び令達に関すること。
- (4) 交際及び渉外に関すること。
- (5) 市長会、副市長会その他会議に関すること。
- (6) 部長会及び部課長会に関すること。
- (7) 市長及び副市長の事務引継に関すること。
- (8) 儀式に関すること。

(平14規則16・平19規則9・一部改正)

第5条 広報広聴課が分掌する事務は、次のとおりとする。

広報広聴係

- (1) 市政一般の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関すること。
- (3) 広報「いこま」、市勢要覧その他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 報道機関に関すること。
- (5) 広聴活動の企画及び連絡調整に関すること。
- (6) 市民の陳情、要望等の処理に関すること。
- (7) 世論調査等に関すること。

(平21規則4・全改)

第6条 職員課が分掌する事務は、次のとおりとする。

人事係

- (1) 人事管理制度の調査及び計画に関すること。
- (2) 職員の定数及び配置に関すること。
- (3) 職員の任免、分限、懲戒、職階、試験、賞罰、服務その他勤務条件に関すること。
- (4) 職員団体に関すること。
- (5) 退職手当審査会に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

給与係

- (1) 職員の給与その他の給付の決定、裁定及び支給に関すること。
- (2) 給与制度の調査及び計画に関すること。
- (3) 特別職報酬等審議会に関すること。

研修係

- (1) 職員の研修及び教養に関すること。
- (2) 職員の福利厚生に関すること。

- (3) 職員の公務災害補償に関すること。
- (4) 公務災害補償等認定委員会に関すること。
- (5) 公務災害補償等審査会に関すること。
- (6) 奈良県市町村職員共済組合に関すること。
- (7) 職員互助会に関すること。

(平14規則16・全改、平21規則21・一部改正)

第7条 市民活動推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

市民活動推進係

- (1) 市民参画及び協働の推進に関すること。
- (2) 市民交流事業の企画及び運営に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (3) 友好都市に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

自治振興係

- (1) 自治振興に関すること。
- (2) 認可地縁団体に関すること。
- (3) 地区集会所に関すること。
- (4) 市民憲章及び親切美化県民運動に関すること。

市民活動推進センター

- (1) 市民活動推進に関する事業の企画及び運営に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
 - (2) 市民活動団体及びボランティア活動の支援及び普及啓発に関すること。
 - (3) 特定非営利活動団体の推進に関すること。
 - (4) 市民活動推進センターの管理及び運営に関すること。
- (平8規則2・平11規則13・平12規則24・平14規則16・平20規則6・平21規則4・平21規則18・平22規則9・一部改正)

第8条 総務課が分掌する事務は、次のとおりとする。

総務係

- (1) 市有財産の権利義務、登記その他管理に関すること。
- (2) 普通財産の取得、管理及び処分に関すること。
- (3) 市有財産の災害保険に関すること。
- (4) 財産台帳の整備及び保管に関すること。
- (5) 市の区域に関すること。
- (6) 庁舎管理に関すること。
- (7) 庁舎内の案内に関すること。
- (8) 安全運転管理の統括に関すること。
- (9) 市有自動車の購入及び管理等に関すること。
- (10) 部及び課の庶務に関すること。

文書法制係

- (1) 文書の收受、発送及び保存の統括に関すること。
- (2) 文書の作成指導及び浄書に関すること。
- (3) 文書管理の改善に関すること。
- (4) 公印の管理に関すること。
- (5) 議会の招集及び議案の調整に関すること。
- (6) 条例、規則、告示、訓令その他例規等の審査に関すること。
- (7) 法規の解釈及び意見に関すること。
- (8) 訴訟事務の統括に関すること。
- (9) 公告式に関すること。
- (10) 例規集の編集に関すること。
- (11) 法令審査委員会に関すること。
- (12) 政治倫理審査会に関すること。

情報統計係

- (1) 情報公開制度及び個人情報保護制度の運用に関すること。
- (2) 情報公開及び個人情報保護審査会に関すること。
- (3) 情報公開及び個人情報保護運営審議会に関すること。
- (4) その他情報公開制度及び個人情報保護制度に関すること。
- (5) 市政情報コーナーの管理に関すること。
- (6) 国勢調査その他各種基幹統計及び調査に関すること。
- (7) 自主統計及び調査に関すること。
- (8) 統計書の編集及び発行に関すること。
- (9) 市行政全般の統計等の資料の作成及び保管に関すること。
- (10) 市の沿革に関すること。
- (11) 固定資産評価審査委員会に関すること。

(平20規則6・全改、平21規則3・平22規則9・一部改正)

第9条 危機管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

危機管理係

- (1) 危機管理の総合調整及び対策に関すること。
- (2) 危機管理に関する情報の収集及び報告に関すること。
- (3) 防災計画及び防災会議に関すること。
- (4) 防災行政用無線に関すること。
- (5) 国民保護計画及び国民保護協議会に関すること。
- (6) 自主防災会の結成に関すること。
- (7) 防災意識の普及及び啓発に関すること。

(平20規則6・全改、平22規則9・一部改正)

第9条の2 契約検査課が分掌する事務は、次のとおりとする。

契約係

- (1) 指名願の受理に関すること。
- (2) 入札に関すること。
- (3) 契約事務に係る総合調整に関すること。
- (4) 物品の集中購入及び管理(使用中の物品に係る保管を除く。)に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

検査係

- (1) 建設工事の検査に関すること。
- (2) 土木積算システムの運用管理に関すること。
- (3) その他建設工事検査に係る調査及び研究に関すること。

(平20規則6・全改)

第9条の3 企画政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 都市問題の調査及び研究に関すること。
- (2) 国土利用計画法(昭和49年法律第92号)による国土利用市計画に関すること。
- (3) 重要な市行政の総合政策及び総合調整に関すること。
- (4) 行政各部門における実施計画の調整に関すること。
- (5) 行政組織に関すること。
- (6) 行政企画会議に関すること。
- (7) 総合計画審議会に関すること。
- (8) 財団法人奈良先端科学技術大学院大学支援財団との連絡調整に関すること。
- (9) 他の部課の所管に属さないこと。
- (10) 課の庶務に関すること。

行政経営係

- (1) 特命による重要施策の調整、調査、計画及び推進に関すること。
- (2) 行政改革の推進に関すること。
- (3) 事務改善委員会に関すること。

(平20規則6・全改、平21規則4・平22規則9・一部改正)

第9条の4 情報政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

情報化推進係

- (1) 情報化施策の推進に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーに関すること。
- (3) ホームページの運用管理に関すること。

情報システム係

- (1) 情報システムの運用管理に関すること。
- (2) 情報ネットワークの運用管理に関すること。
- (3) 情報機器の運用管理に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

(平14規則16・追加、平22規則9・一部改正)

第9条の5 財政課が分掌する事務は、次のとおりとする。

財政係

- (1) 財政計画に関すること。
- (2) 予算編成及び執行管理に関すること。
- (3) 財政状況の公表に関すること。
- (4) 地方交付税に関すること。
- (5) 市債に関すること。
- (6) 予備費に関すること。
- (7) 基金の処分に関すること。
- (8) 一時借入金その他資金計画に関すること。
- (9) 財政統計及び諸報告に関すること。

(平14規則16・追加)

第10条 削除

(平20規則6)

第11条 市民課が分掌する事務は、次のとおりとする。

市民係

- (1) 戸籍法(昭和22年法律第224号)による各種届出等の受付並びに証明書等の作成及び交付に関する事。
- (2) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)による各種届出等の受理並びに証明書等の作成及び交付に関する事。
- (3) 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)による電子証明書の発行に関する事。
- (4) 所管に係る身分についての証明に関する事。
- (5) 印鑑に関する届け及び申請の受理並びに証明書の作成及び交付に関する事(市民活動推進課に係るものを除く。)
- (6) 諸台帳の閲覧及び管理に関する事。
- (7) 住居表示の実施に関する事。
- (8) 住居表示の実施に伴う町界の変更及び証明事務に関する事。
- (9) 町の境界に関する事。
- (10) 通称町名に関する事。
- (11) 住居番号の付番及び廃止に関する事。
- (12) 住居実態調査に関する事。
- (13) 住居表示審議会に関する事。
- (14) 市民サービスコーナーの管理及び運営に関する事。

記録係

- (1) 戸籍法による各種届出等に係る諸台帳の作成及び管理並びに職権による事務処理に関する事。
- (2) 戸籍法による各種届出等に係る統計、報告及び通知に関する事。
- (3) 戸籍法による照会の回答に関する事。
- (4) 外国人登録事務に関する事。
- (5) 相続税法(昭和25年法律第73号)第58条第1項の通知に関する事。
- (6) 人口動態及び推計人口に関する事。
- (7) 埋火葬及び市営火葬場の使用許可に関する事。
- (8) 死産届に関する事。
- (9) 使用料の徴収に関する事。
- (10) 部及び課の庶務に関する事。

(平14規則16・全改、平16規則10・一部改正)

第12条 課税課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 税務行政の総合企画、連絡調整その他税制の企画研究に関する事。
- (2) 市税の基本的調査及び統計に関する事。
- (3) 市民税及び固定資産に係る証明に関する事。
- (4) 納税証明に関する事。
- (5) 軽自動車の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (6) 軽自動車の標識の交付に関する事。
- (7) 入湯税の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (8) 諸願届の処理に関する事。
- (9) 課の庶務に関する事。

市民税係

- (1) 個人の市県民税の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (2) 法人等の市民税の課税資料の調査及び賦課に関する事。

土地係

- (1) 土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (2) 土地の評価に関する事。
- (3) 土地台帳及び地籍図に関する事。
- (4) 特別土地保有税の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- (6) 地価公示法(昭和44年法律第49号)の規定による閲覧に関する事。

家屋係

- (1) 家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (2) 償却資産に係る固定資産税の課税資料の調査及び賦課に関する事。
- (3) 家屋及び償却資産の評価に関する事。
- (4) 家屋台帳に関する事。

(平7規則2・平13規則9・平22規則9・一部改正)

第13条 削除

(平22規則9)

第14条 収税課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 納税思想の普及及び納税手続の周知に関する事。
- (2) 市税(国民健康保険税を除く。)の決算に関する事。
- (3) 市税(県民税を含む。以下同じ。)の日計の照合及び整理に関する事。
- (4) 市税の徴収金の収入整理及び徴収簿の整理に関する事。
- (5) 市税の口座振替納付に関する事。
- (6) 市たばこ税に関する事。
- (7) 県民税の納付手続に関する事。
- (8) 過誤納金の充当還付に関する事。
- (9) 譲与税譲与金及び県税交付金に関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

徴収係

- (1) 市税の徴収に関する事。
- (2) 市税の督促状の発付に関する事。
- (3) 市税の催告に関する事。
- (4) 市税の不納欠損、執行停止及び徴収猶予に関する事。
- (5) 財産の交付要求及び差押えに関する事。
- (6) 差押財産の換価処分に関する事。
- (7) 嘱託及び受託徴収に関する事。
- (8) 介護保険法(平成9年法律第123号)による第2号被保険者に係る国民健康保険税の徴収に関する事。

(平11規則13・平13規則9・平19規則13・平20規則6・一部改正)

第15条 人権施策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

人権施策係

- (1) 人権問題の調査研究及び施策の調整に関する事。
- (2) 人権啓発事業に関する事。
- (3) 人権施策審議会に関する事。
- (4) 人権教育及び人権啓発推進本部に関する事。
- (5) 人権擁護委員に関する事。
- (6) 世界人権宣言に関する事。
- (7) 同和問題の調査、研究及び連絡調整に関する事。
- (8) 男女共同参画審議会に関する事。
- (9) その他男女共同参画に関する事(男女共同参画プラザに係るものを除く。)
- (10) 国際化及び国際交流に係る調整に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

人権教育係

- (1) 人権教育事業の企画及び調整に関する事。
- (2) 人権教育の指導に関する事。
- (3) 生駒市人権教育推進協議会との連絡調整に関する事。
- (4) その他人権教育に関する事。

(平14規則16・全改、平21規則4・平22規則9・一部改正)

第16条 人権文化センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 人権文化センター事業の企画及び運営に関する事。
- (2) 人権文化センター運営審議会に関する事。
- (3) 人権文化センターの管理及び運営に関する事。

(平20規則6・全改、平22規則9・一部改正)

第17条 男女共同参画プラザが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画プラザの管理及び運営に関する事。
- (2) 男女共同参画に係る相談に関する事。
- (3) 男女共同参画専門委員に関する事。
- (4) 男女共同参画関係団体の指導育成に関する事。
- (5) 男女共同参画に関する情報の収集及び提供に関する事。
- (6) 男女共同参画社会の実現を目指す団体等の交流活動の支援に関する事。
- (7) 男女共同参画社会の実現のための講座及び研修会に関する事。
- (8) その他男女共同参画の推進に関する事。

(平21規則4・全改)

第18条 産業振興課が分掌する事務は、次のとおりとする。

農林係

- (1) 農林経営の企画研究及び技術指導に關すること。
- (2) 主要農産物の供出及び需要計画に關すること。
- (3) 農業制度資金の融資に關すること。
- (4) 農林水産關係諸団体その他農業、林業、水産業及び狩猟に關すること。
- (5) 畜産及び水産の奨励及び指導に關すること。
- (6) 病害虫及び有害鳥獸の駆除に關すること。
- (7) 鳥獸の保護及び狩猟の適正化に關する法律(平成14年法律第88号)による鳥獸の捕獲等の許可、飼養の登録及び販売の許可に關すること。
- (8) 森林の保全及び緑化推進に關すること。
- (9) 市の木及び市の花に關すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (10) 市民農園に關すること。
- (11) 土地改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に關すること。
- (12) 農道舗装及び改良工事の企画、調査及び測量並びに施行及び監督に關すること。
- (13) 農業用施設の災害復旧工事に關すること。
- (14) 農業用施設の維持管理に關すること。
- (15) 課の庶務に關すること。

商工観光係

- (1) 商工業の振興に關すること。
- (2) 伝統産業工芸品の保護及び振興に關すること。
- (3) 中小企業の金融対策に關すること。
- (4) 商工観光關係団体に關すること。
- (5) 観光の振興に關すること。
- (6) 商工業の雇用対策に關すること。
- (7) 計量事務に關すること。
- (8) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)に關すること(他課の所管に係るものを除く。)

企業立地推進係

- (1) 企業等の誘致に關すること。
- (2) 企業等の立地に關すること。
- (3) 企業立地等の促進に係る關係機關との連絡調整に關すること。
(平8規則2・平11規則13・平13規則9・平14規則16・平15規則10・平18規則13・平20規則6・平21規則4・平22規則9・一部改正)

第19条 高山竹林園が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 高山竹林園事業の企画及び運営に關すること。
- (2) 高山竹林園の管理及び運営に關すること。
(平20規則6・全改)

第20条 健康課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 健康施策の調査及び研究に關すること。
- (2) 健康づくり計画の策定に關すること。
- (3) 休日夜間応急診療に關すること。
- (4) セラビーいこまの維持管理及び運営に關すること。
- (5) 精神障害者医療費の助成に關すること。
- (6) 精神保健及び精神障害者福祉に關する法律(昭和25年法律第123号)による通院医療及び精神障害者保健福祉手帳に關すること。
- (7) 精神保健に關すること。
- (8) 感染症対策に關すること。
- (9) 医療關係団体に關すること。
- (10) 保健施設に關すること。
- (11) 課の庶務に關すること。

健康係

- (1) 市民の健康増進に關すること。
- (2) 職員の健康管理に係る専門的事項に關すること。
- (3) 保健事業の普及及び向上に關すること。
- (4) 母子保健に關すること。
- (5) 健康増進法(平成14年法律第103号)による保健事業に關すること(福祉支援課に係るものを除く。)
- (6) 結核その他疾病予防に關すること。
- (7) 予防接種に關すること。
- (8) 献血の推進に關すること。
- (9) 栄養指導に關すること。
- (10) その他保健予防及び保健指導に關すること。

(平11規則13・全改、平14規則16・平20規則6・一部改正)

第20条の2 病院建設課が分掌する事務は、次のとおりとする。

病院建設係

- (1) 病院建設に関すること。
- (2) 病院事業推進委員会に関すること。

(平20規則6・全改、平21規則20・一部改正)

第21条 国保年金課が分掌する事務は、次のとおりとする。

国保係

- (1) 国民健康保険税の課税資料の調査及び賦課に関すること。
- (2) 介護保険法による第2号被保険者に係る国民健康保険税の課税資料及び賦課に関すること。
- (3) 国民健康保険被保険者資格等の届出に関すること。
- (4) 国民健康保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (5) 診療請求及び審査に関すること。
- (6) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。
- (7) 一部負担金の賦課徴収に関すること。
- (8) 国民健康保険運営協議会に関すること。
- (9) 課の庶務に関すること。

年金係

- (1) 国民年金被保険者の資格の得喪に関すること。
- (2) 国民年金関係書類の審査及び通達に関すること。
- (3) 被保険者名簿に関すること。
- (4) 福祉年金に関すること。

福祉医療係

- (1) 老人、母子、乳幼児及び心身障害者に対する医療費の助成に関すること。
- (2) 老人保健法による医療(健康手帳の交付を除く。)に関すること。
- (3) 後期高齢者医療に関すること。

(平7規則2・平11規則13・平14規則16・平20規則6・一部改正)

第21条の2 介護保険課が分掌する事務は、次のとおりとする。

認定係

- (1) 要介護認定の申請及び認定に関すること。
- (2) 介護認定審査会に関すること。
- (3) 高齢者の健康啓発に関すること。

保険係

- (1) 介護保険料の課税資料の調査及び賦課徴収に関すること(第2号被保険者に係るものを除く。)
- (2) 介護保険被保険者の資格等の届出に関すること。
- (3) 介護保険被保険者証の交付及び更新に関すること。
- (4) 介護報酬の請求及び審査に関すること。
- (5) 保険給付金の支払その他保険給付に関すること。
- (6) 介護保険の運営に関すること。
- (7) 介護保険事業計画に関すること。
- (8) 介護保険のサービス提供事業者の指導及び育成に関すること。
- (9) 介護保険施設の設置及び介護保険サービスの開始に係る意見書(市及び社会福祉法人に係るものを除く。)に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

(平11規則13・全改、平12規則24・平14規則16・平16規則10・一部改正)

第22条 福祉事務所福祉総務課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 地域福祉計画に関すること。
- (2) 高齢者交通費助成事業に関すること。
- (3) 災害救助に関すること。
- (4) 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。
- (5) 社会福祉協議会その他社会福祉関係団体の育成及び指導に関すること。
- (6) 老人福祉関係団体の育成及び指導に関すること。
- (7) 市及び社会福祉法人に係る高齢者福祉施設の整備に関すること。
- (8) 高齢者の生きがいに関すること。
- (9) 高齢者福祉施設の運営に関すること。
- (10) 課の庶務に関すること。

保護係

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に定める各種扶助に関すること。
- (2) 生活保護法に定める調査、指導及び措置に関すること。

- (3) 民生委員、児童委員及び民生委員推薦会に関する事。
- (4) 行旅病人、行旅死亡人及び浮浪者の取扱いに関する事。

(平14規則16・全改、平16規則10・平20規則6・一部改正)

第23条 福祉事務所福祉支援課が分掌する事務は、次のとおりとする。

福祉係

- (1) 保健、医療及び福祉に係る調査、研究、企画及び調整に関する事。
- (2) 在宅介護支援センターに関する事。
- (3) 地域ケアに関する事。
- (4) 高齢者及び障害者の福祉計画に関する事。
- (5) 生駒市重度心身障害者等福祉年金条例(昭和42年4月生駒市条例第9号)による福祉年金の支給に関する事。
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当、特別障害者手当等の支給に関する事。
- (7) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)及び知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)等による各種手帳、証明書等の交付に関する事。
- (8) 生きいきセンターに関する事。
- (9) 福祉センターに関する事。
- (10) 障害者福祉施設(精神障害者に係るものを除く。)の整備に関する事。
- (11) 福祉統計に関する事。
- (12) 部及び課並びに福祉事務所の庶務に関する事。

支援係

- (1) 高齢者に係る訪問指導に関する事。
- (2) 高齢者に係る生活支援に関する事。
- (3) 高齢者に係る家族介護支援事業に関する事。
- (4) 介護保険法による介護支援専門員の指導、育成及び支援に関する事。
- (5) 身体障害者福祉法による援護、育成及び更生の措置に関する事。
- (6) 知的障害者福祉法による援護、育成及び更生の措置に関する事。
- (7) 障害程度区分の認定に関する事。
- (8) 障害程度区分認定審査会に関する事。
- (9) 障害者(精神障害者を除く。次号において同じ。)に係る生活支援に関する事。
- (10) 障害者に係る家族介護支援事業に関する事。
- (11) 介護予防に関する事。
- (12) 療育教室に関する事。

(平14規則16・全改、平16規則10・平19規則13・平20規則6・一部改正)

第24条 福祉事務所こども課が分掌する事務は、次のとおりとする。

保育係

- (1) 保育所の入所及び退所の決定その他保育所に関する事。
- (2) 保育料の決定及び徴収に関する事。
- (3) 保育所運営委員会に関する事。

こども係

- (1) 児童福祉施策の調査、研究及び企画に関する事。
- (2) 学童保育に関する事。
- (3) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)による援護、育成及び更生の措置に関する事。
- (4) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当の支給に関する事。
- (5) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する事。
- (6) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事。
- (7) 生駒市交通遺児奨学金支給条例(昭和45年3月生駒市条例第13号)による交通遺児奨学金の支給に関する事。
- (8) 母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)による援護、育成及び更生の措置に関する事。
- (9) 小平尾南児童館に関する事。
- (10) 小平尾南児童館運営審議会に関する事。
- (11) 課の庶務に関する事。

(平11規則13・平14規則16・平16規則10・平17規則9・平20規則6・平22規則9・一部改正)

第24条の2 子どもサポートセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 家庭児童相談室に関する事。
- (2) 児童虐待に関する事。
- (3) ファミリー・サポート業務に関する事。
- (4) その他子育て支援に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (5) 子どもサポートセンターの管理及び運営に関する事。

(平17規則9・追加)

第25条 環境事業課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 一般廃棄物事業の総合計画に関すること。
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備計画の企画及び策定に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理基本計画及び実施計画の策定に関すること。
- (4) ごみ減量化対策協議会等に関すること。
- (5) ごみ減量化及び資源リサイクル普及促進に関すること。
- (6) 清掃リレーセンター及び清掃センターの調整に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

事業係

- (1) 一般廃棄物処理の委託に関すること(清掃リレーセンター及び清掃センターに係るものを除く。)
- (2) 一般廃棄物の収集、運搬体制等に関すること。
- (3) 一般廃棄物処理の委託業者の指導監督に関すること。
- (4) 一般廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- (5) 一般廃棄物の処理手数料に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く。)
- (6) 一般廃棄物事業の資料収集及び調査研究に関すること。
- (7) 一般廃棄物処理事業の協力団体の育成指導に関すること。
- (8) 資源回収の実施団体の育成指導に関すること。
- (9) 清掃思想の普及向上に関すること。
- (10) し尿くみ取り申請の受付に関すること。

(平8規則2・平11規則13・平20規則6・一部改正)

第26条 清掃リレーセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) ごみの処理に関すること(清掃センターに係るものを除く。)
- (2) ごみの処理手数料に関すること(環境事業課事業係に係るものを除く。)
- (3) 清掃リレーセンターの管理及び運営に関すること。

(平20規則6・全改)

第27条 清掃センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) ごみの処理に関すること(清掃リレーセンターに係るものを除く。)
- (2) 清掃センターの管理及び運営に関すること。

(平20規則6・全改)

第28条 衛生処理場が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) エコパーク21の運営方針に関すること。
- (2) エコパーク21その他処理施設の維持管理に関すること。
- (3) エコパーク21の使用許可に関すること。
- (4) し尿の終末処理に関すること。
- (5) 公害等に係る水質及び悪臭の検査に関すること。

(平20規則6・全改)

第29条 環境政策課が分掌する事務は、次のとおりとする。

企画係

- (1) 地球環境及び自然環境の保全に係る企画及び調整に関すること。
- (2) 環境計画の策定及び推進に関すること。
- (3) 環境審議会に関すること。
- (4) 環境保全思想の普及及び啓発に関すること。
- (5) 環境学習の推進及び環境活動の支援に関すること。
- (6) 環境に関する調査、統計及び資料収集に関すること。
- (7) 環境保全事業に係る関係団体等との連絡調整に関すること。
- (8) 部及び課の庶務に関すること。

環境保全係

- (1) 公害防止対策の調査研究及び指導に関すること。
- (2) 公害防止思想の普及に関すること。
- (3) 公害の調査及び測定に関すること。
- (4) 公害に関する協定書の締結に関すること。
- (5) 公害問題の受付及び各部門との連絡調整に関すること。

環境整備係

- (1) 墓地等の経営の許可等及び火葬場に関すること。
- (2) 埋火葬の許可に関すること(市民課の届出に係るものを除く。)
- (3) 狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)による犬の登録等に関すること。
- (4) 愛がん動物の適正管理に関すること。
- (5) 防犯灯及び街路灯に関すること。
- (6) 市内の美化パトロール及びこれの処理に関すること。

- (7) 屋外広告物の簡易除却に関する事。
- (8) 空地等の雑草除去の指導に関する事。
- (9) 犬、猫等の死体処理及び手数料に関する事。
- (10) そ族、昆虫等の駆除の指導に関する事。
- (11) その他地域の美化に関する事。

(平11規則13・平12規則24・平14規則16・平20規則6・一部改正)

第29条の2 生活安全課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 法律相談に関する事。
- (2) 行政相談委員に関する事。
- (3) 暴力排除推進協議会及び防犯協議会に関する事。
- (4) 非核平和都市、国際連合協会等に関する事。
- (5) 自動車臨時運行許可申請の受付及び許可書の交付に関する事。
- (6) 自衛官の募集に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

交通対策係

- (1) 交通対策の調査研究に関する事。
- (2) 公共交通網に関する事。
- (3) 交通安全思想の普及に関する事。
- (4) 放置自転車等の対策に関する事。
- (5) 市営自転車駐車場に関する事。
- (6) 交通対策協議会に関する事。
- (7) 生駒駅南自動車駐車場及び生駒駅北地下自動車駐車場に関する事。

(平14規則16・追加、平20規則6・一部改正)

第30条 消費生活センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 消費者行政の企画及び調査に関する事。
- (2) 消費生活のための相談及び啓発に関する事。
- (3) 消費生活審議会に関する事。
- (4) 消費生活センターの管理及び運営に関する事。

(平20規則6・全改)

第31条 管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 道路、橋りょう、公共用水路等の財産の管理に関する事。
- (2) 市道の認定、廃止等に関する事。
- (3) 公共用水路の用途廃止に関する事。
- (4) 道路台帳の管理及び整備に関する事。
- (5) 道路敷地及び公共用水路敷地の交換に関する事。
- (6) 廃道敷地及び廃水路敷地の売払いに関する事。
- (7) 道路、河川等の資料統計に関する事。
- (8) 公共基準点(街区基準点)の管理及び使用許可等に関する事(他課の所管に係るものを除く。)

維持係

- (1) 道路及び橋りょう、公共用水路、街路樹等の道路及び水路施設の維持管理、維持修繕工事等に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (2) 道路、公共用水路等の占用等許可事務に関する事。
- (3) 道路、公共用水路等の占用等の工事協議及び指導に関する事。
- (4) 道路等公共施設に係る損害賠償保険に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (5) 原因者負担掘削跡の復旧に関する事。
- (6) 所管に係る機材及び器具の管理に関する事。

整理係

- (1) 道路敷地取得等に係る未処理物件の整理の指導及び処理に関する事。
- (2) 道路、公共用水路用地の寄附に関する事。
- (3) 地籍調査に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

(平20規則6・全改、平21規則4・一部改正)

第32条 事業計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

計画係

- (1) 道路、河川等の整備計画の策定に関する事。
- (2) 道路、河川等の新設又は改良事業の企画、調整及び基本計画等の策定に関する事。
- (3) 都市計画街路の計画決定等に関する事。
- (4) 都市計画街路事業の事業認可手続に関する事。
- (5) 都市計画街路の計画線の明示に関する事。

- (6) 大和川総合治水計画に関する事。
- (7) 開発等地域整備計画の協議、部内の調整等に関する事。
- (8) 水防計画及び地域防災計画における建設部の所管に関する事。
- (9) 特命による測量及び設計に関する事。
- (10) 生駒市土地開発公社に関する事。
- (11) 公共事業用資産の買取り等の申出証明に関する事。
- (12) 各種建設促進協議会に関する事。
- (13) 部及び課の庶務に関する事。

(平20規則6・全改)

第33条 土木課が分掌する事務は、次のとおりとする。

整備係

- (1) 道路及び橋りょうの新設工事又は改良工事の実施に伴う調査、測量及び設計並びに施行、監督及び指導に関する事。
- (2) 防災の技術処置及び指導に関する事。
- (3) 河川及び公共用水路並びに治水施設の新設改良工事の実施に伴う調査、測量、設計、施工及び監督に関する事。
- (4) 開発行為申請に基づく公共土木施設整備の指導及び監督に関する事。
- (5) 特命による測量、設計、施工及び監督に関する事。
- (6) 所管に係る測量機械器具及び資材の管理に関する事。

施設係

- (1) 道路、河川施設等の維持補修工事の実施に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (2) 公共土木災害復旧工事及び所管に係る都市災害復旧工事の実施、調査、設計、施工及び監督に関する事。
- (3) 交通安全施設の新設、改良及び維持管理に関する事。
- (4) 水防倉庫の管理に関する事。

用地係

- (1) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う土地建物等の物件の権利調査に関する事。
- (2) 所管に係る道路及び公共用水路整備事業に伴う用地の取得、補償調査、用地補償等に関する事(他課の所管に係るものを除く。)
- (3) 特命による用地の取得、補償等に関する事。
- (4) 課の庶務に関する事。

(平20規則6・全改、平21規則4・一部改正)

第34条 施設整備課が分掌する事務は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 公営住宅の建設計画に関する事。
- (2) 公営住宅の入居及び使用料に関する事。
- (3) 課の庶務に関する事。

施設整備係

- (1) 建物及び附帯施設工事の調査及び設計並びに施行、監督及び指導に関する事。
- (2) 建物及び附帯施設に係る敷地造成工事その他土木工事の企画、調査及び設計並びに施行、監督及び指導に関する事。
- (3) 建物及び附帯施設の維持修繕に関する事。
- (4) 災害建物及び附帯施設の調査及び報告に関する事。

(平14規則16・全改、平20規則6・一部改正)

第35条 削除

(平11規則13)

第36条 都市計画課が分掌する事務は、次のとおりとする。

庶務係

- (1) 都市計画の総合的な企画及び調整に関する事。
- (2) 広域的な事業の補助金申請に関する事。
- (3) 都市計画図の作成及び販売に関する事。
- (4) 都市計画審議会に関する事。
- (5) 土地利用に係る都市計画の証明に関する事。
- (6) 国土利用計画法による副申及び具申に関する事。
- (7) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)による指導及び副申に関する事。
- (8) 部及び課の庶務に関する事。

計画係

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による区域区分、地域地区等土地利用に係る都市計画の決定に関する事。

- (2) 生産緑地法(昭和49年法律第68号)に関すること。
 - (3) 地区計画策定のための調査及び原案策定並びに運用に関すること。
 - (4) 土地地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地地区画整理事業に関すること。
- (平22規則9・全改)

第37条 建築課が分掌する事務は、次のとおりとする。

建築指導係

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)による許可、承認、認定及び認可に関すること。
- (2) 建築審査会に関すること。
- (3) 建築物の動態調査報告に関すること。
- (4) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による優良住宅の認定に関すること。
- (5) 建築基準法による道路の位置指定、変更及び廃止に関すること。
- (6) 違反建築物の是正、調査及び処分に関すること。
- (7) 特殊建築物及び建築設備の定期検査及び報告に関すること。
- (8) 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)による認定等に関すること。
- (9) 建築物の耐震診断、耐震改修等に係る補助金に関すること。
- (10) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)による分別解体等に関すること。
- (11) 住宅相談に関すること。
- (12) 住宅政策に係る計画に関すること。
- (13) 課の庶務に関すること。

建築審査係

- (1) 建築基準法に基づく確認及び計画通知に関すること。
- (2) 昇降機の定期検査及び報告に関すること。
- (3) 指定確認検査機関との連絡調整に関すること。
- (4) 奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成7年奈良県条例第30号)による届出等に関すること。
- (5) エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)の届出の審査等に関すること。
- (6) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の認定申請の審査等に関すること。
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資に係る住宅建設の審査に関すること。
- (8) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画認定に関すること。

開発指導係

- (1) 生駒市宅地等開発行為に関する指導要綱(昭和62年11月生駒市告示第144号)等による指導に関すること。
 - (2) 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)による指導及び副申に関すること。
 - (3) 近郊緑地保全地区等地域制緑地内における行為の届出等に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
 - (4) 奈良県風致地区条例(昭和45年奈良県条例第43号)による指導及び副申に関すること。
 - (5) 租税特別措置法による優良宅地の認定に関すること。
 - (6) 都市計画法による開発行為等に関する指導及び副申に関すること。
 - (7) 大規模小売店舗立地法に係る事前の調整に関すること。
 - (8) 開発事業審議会に関すること。
- (平22規則9・全改)

第38条 みどり景観課が分掌する事務は、次のとおりとする。

緑化推進係

- (1) 緑の基本計画の推進に関すること。
- (2) 緑の保全と緑化の推進に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (3) みどりの基金に関すること。
- (4) グリーンボランティアの育成及び支援に関すること。

景観係

- (1) 景観法(平成16年法律第110号)による景観施策に関すること。
 - (2) 屋外広告物施策の企画、立案及び調査に関すること。
 - (3) 屋外広告物の許可事務に関すること。
 - (4) 課の庶務に関すること。
- (平22規則9・全改)

第39条 花のまちづくりセンターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 花と緑と自然の市民まちづくりの推進に関すること(他課の所管に係るものを除く。)
- (2) 花のまちづくりセンター事業の企画及び運営に関すること。

- (3) 花のまちづくりセンターの管理及び運営に関する事。
- (4) 緑化技術の向上及び普及啓発に関する事。

(平20規則6・全改、平22規則9・旧第39条の2繰上)

第39条の2 公園管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

公園管理係

- (1) 都市公園等の維持管理に関する事(生駒山麓公園管理事務所の所管に係るものを除く。)
- (2) 街路樹の維持管理に関する事。
- (3) 都市公園等の整備に関する事。
- (4) 都市公園等の台帳の整備及び保管に関する事。
- (5) 都市公園等の使用又は占用の許可に関する事。
- (6) 都市公園等の計画に関する事。

(平22規則9・追加)

第39条の3 生駒山麓公園管理事務所が分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 生駒山麓公園の維持管理(生駒山麓公園ふれあいセンターの管理及び運営を含む。)に関する事。
- (2) 生駒山麓公園に係る指定管理者に関する事。

(平21規則18・追加)

第40条 地域整備課が分掌する事務は、次のとおりとする。

北部開発係

- (1) 関西文化学術研究都市高山地区(第2工区)に関する事。
- (2) 奈良生駒高速鉄道株式会社との連絡調整に関する事。
- (3) 部及び課の庶務に関する事。

再開発係

- (1) 市街地再開発事業の調査及び研究に関する事。
- (2) 民間施行による市街地再開発事業の指導及び援助に関する事。
- (3) 再開発住宅の管理に関する事。

(平20規則6・全改)

第41条 下水道管理課が分掌する事務は、次のとおりとする。

業務係

- (1) 公共下水道受益者負担金に係る調査及び賦課徴収並びに滞納処分に関する事。
- (2) 下水道使用料その他の収入金に関する事。
- (3) 水洗便所改造資金融資あっせんに関する事。
- (4) 合併処理浄化槽設置整備事業の申請等に関する事。
- (5) 合併処理浄化槽の普及促進に関する事。
- (6) 課の庶務に関する事。

施設係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の維持管理に関する事。
- (2) 維持管理用資材及び機器類の検収及び管理に関する事。
- (3) 下水道台帳の管理及び整備に関する事。
- (4) 公共下水道管理者及び都市下水路管理者以外の者が行う下水道設備(都市計画法による開発行為を含む。)の審査及び指導に関する事。
- (5) 排水設備工事の確認申請及びしゅん工検査に関する事。
- (6) 排水設備の普及指導に関する事。
- (7) 排水設備指定工事店及び排水設備工事責任技術者に関する事。
- (8) 除害施設の指導に関する事。
- (9) 地下埋設物事前協議に関する事。

(平20規則6・全改)

第41条の2 竜田川浄化センターが分掌する事務は、次のとおりとする。

- (1) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の維持管理及び運営に関する事。
- (2) 竜田川浄化センター、山田川浄化センター及び中継ポンプ場の水質、臭気及び汚泥の検査に関する事。

(平20規則6・全改)

第41条の3 下水道推進課が分掌する事務は、次のとおりとする。

計画係

- (1) 汚水処理施設の基本構想及び基本調査並びに基本計画に関する事。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の基本調査及び基本計画並びに計画決定及び事業認可に関する事。
- (3) 公共下水道の普及促進に関する事。
- (4) 公共下水道供用開始の公示に関する事。
- (5) 下水道関係団体との連絡に関する事。

- (6) 流域下水道との調整に関すること。
- (7) 下水道補助事業の申請に関すること。
- (8) 課の庶務に関すること。

工務係

- (1) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関すること。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関すること。
- (5) 処理場の設計、施工及び監督に関すること。
- (6) 私道内公共下水道枝管工事にに関すること。

(平20規則6・全改)

第3章 職制

(理事)

第41条の4 必要に応じ、理事を置くことができる。

2 理事は、市長の命を受けて特命事項を処理するとともに、部間の調整を行うものとする。

(平20規則6・追加)

(部長)

第42条 部に部長(公室にあっては公室長、局にあっては局長。以下同じ。)を置く。

2 部長は、上司の命を受け、主管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平10規則15・平18規則26・一部改正)

(参事)

第43条 部に参事を置くことができる。

2 参事は、上司の命を受け、特に指定された事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平20規則6・全改)

(次長)

第44条 部に次長を置くことができる。

2 次長は、上司の命を受け、その属する部の事務又はその属する部の特定の事務を掌理するとともに部長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(平20規則6・全改)

(課長)

第45条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、主管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平11規則13・平13規則9・平14規則16・平18規則13・平18規則26・平19規則13・平20規則6・平21規則18・平21規則19・一部改正)

(主幹)

第46条 課に主幹を置くことができる。

2 主幹は、課長を補佐し、所属職員を指揮監督する。

(平11規則13・全改)

(課長補佐、所長、場長、館長又は指導主事)

第47条 課に課長補佐、所長(人権文化センター、男女共同参画プラザ、高山竹林園、子どもサポートセンター、清掃リレーセンター、清掃センター、消費生活センター、花のまちづくりセンター、生駒山麓公園管理事務所及び竜田川浄化センターの所長に限る。以下同じ。)、場長(衛生処理場の場長に限る。以下同じ。)、館長(小平尾南児童館の館長に限る。以下同じ。))又は指導主事(子ども課の指導主事に限る。以下同じ。)を置くことができる。

2 課長補佐は、課長及び主幹を補佐し、所属職員を指揮監督する。

3 所長、場長又は館長は、上司の命を受け、所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

4 指導主事は、上司の命を受け、保育所の運営に関する指導業務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平10規則15・平11規則13・平13規則9・平14規則16・平17規則9・平18規則13・平18規則26・平19規則13・平20規則6・平21規則4・平21規則19・平22規則9・一部改正)

(係長)

第48条 係に係長(市民活動推進センターにあっては、所長。以下同じ。)を置く。

2 係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、係員を指揮監督する。

3 人権文化センター、男女共同参画プラザ、高山竹林園、子どもサポートセンター、清掃リレーセンター、清掃センター、衛生処理場、消費生活センター、花のまちづくりセンター、生駒山麓公園管理事務所又は竜田川浄化センター(以下「人権文化センター等」という。)に係長を置くことができる。

4 前項の係長は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(平22規則9・全改)

(主査又は主任)

第49条 係又は人権文化センター等に主査又は主任を置くことができる。

2 主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

3 主任は、上司の命を受け、主管の業務について所属職員を指揮監督する。
(平22規則9・一部改正)

(職務代理)

第50条 部長に事故あるときは、所管次長がその職務を代理する。

2 次長に事故あるときは、所管課長がその職務を代理する。

3 部長及び次長ともに事故あるときは、それぞれ所管課長がその職務を代理する。

4 課長に事故あるときは主幹が、課長及び主幹ともに事故あるときは課長補佐が、その職務を代理する。

(平11規則13・一部改正)

(事務の分担)

第51条 課長は、所属職員の仕事の分担を定めなければならない。

第4章 雑則

(決裁)

第52条 事務は、別に委任された事項を除き、すべて市長の決裁を経なければならない。ただし、事務処理の便宜のため副市長、部長、次長、課長、主幹、課長補佐、所長、場長、館長又は指導主事において専決することができる。

2 前項の専決させる事項については、市長が別に定める。

(平10規則15・平11規則13・平19規則9・平20規則6・一部改正)

(関連事務の処理)

第53条 2以上の課に関連する事務は、その主な課で処理し、その所管が明らかでないときは、市長が決定する。

(相互援助)

第54条 この規則に定める分掌する事務にかかわらず、事務処理上必要がある場合は、部又は課相互間において適宜応援させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の右欄に掲げる部課等に属する職員は、特に辞令を用いて発令されたものを除き、辞令を用いず、施行の日をもってそれぞれに対応する左欄に掲げる部課等に属すべき職員として発令されたものとみなす。

新所属	旧所属
市長公室 秘書課の職員	企画調整部 秘書課の職員
市長公室 広報広聴課広報広聴係長	企画調整部 広報広聴課広報係長
市長公室 広報広聴課の職員	企画調整部 広報広聴課の職員
市長公室 行政推進室の職員	企画調整部 企画課の職員
市長公室 職員課の職員	企画調整部 職員課の職員
総務部次長(市民税、資産税、収税課担当)	総務部次長(課税、収税課担当)
総務部 市民税課の職員	総務部 課税課の主幹及び庶務係・市民税係に属する職員
総務部 資産税課の職員	総務部 課税課の課長及び土地係・家屋係に属する職員
市民経済部 市民生活課の職員	生活環境部 環境管理課交通対策係に属する職員
福祉事務所 社会福祉課の職員	福祉事務所 福祉課の職員
福祉事務所 高齢福祉課高齢福祉係長	福祉事務所 高齢対策課高齢対策係長
福祉事務所 高齢福祉課の職員	福祉事務所 高齢対策課の職員
福祉事務所 児童福祉課の職員	福祉事務所 児童課の職員
建設部 道路管理課の職員	建設部 道路維持課管理係・整理係に属する職員 建設部 監理課明示係に属する職員
建設部 土木課道路整備係長	建設部 土木課道路改良係長
建設部 土木課の職員	建設部 道路維持課道路維持係に属する職員
建設部 工事検査課工事検査係長	建設部 監理課工事検査係長

附 則(平成7年3月規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成8年4月規則第2号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年4月規則第16号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年4月規則第15号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年8月規則第25号)

この規則は、平成10年9月1日から施行する。

附 則(平成11年4月規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年2月規則第2号)

この規則は、平成12年3月1日から施行する。

附 則(平成12年3月規則第24号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第1条中生駒市行政組織規則第2条の改正規定(花のまちづくりセンターに係る部分に限る。)、同規則第39条の次に1条を加える改正規定及び同規則第47条第1項の改正規定並びに第3条中生駒市会計規則第2条第1号の改正規定(花のまちづくりセンター所長に係る部分に限る。)及び同規則別表第1の改正規定は、同月29日から施行する。

附 則(平成14年3月規則第16号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年9月規則第35号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則(平成15年3月規則第10号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年3月規則第10号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年6月規則第16号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第30条及び第31条の改正規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成17年3月規則第9号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月規則第13号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年9月規則第26号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第9号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年3月規則第13号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月規則第6号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月規則第3号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月規則第4号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年6月規則第18号)

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則(平成21年7月規則第19号)

この規則は、平成21年7月21日から施行する。

附 則(平成21年8月規則第20号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年8月規則第21号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月規則第9号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。